

農林水産省における外部の労働者等からの
公益通報等への対応に関するガイドライン

制 定 平成18年3月31日付け17消安第13896号
平成23年9月1日付け23消安第2938号
平成27年10月1日付け27消安第3498号
平成28年4月1日付け27消安第6301号
平成29年12月7日付け29消安第4516号
一部改正 令和3年7月1日付け3消安第1819号
農林水産省消費・安全局長通知

第1章 総則

(目 的)

第1条 このガイドラインは、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」（平成17年7月19日関係省庁申合せ。平成29年3月21日改正。以下「国の行政機関向けガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、農林水産省において、外部の労働者等からの公益通報及びその他の通報等に適切に対応するための手順等を定めることにより、公益通報者等の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益通報 法第2条第1項に規定するもののうち、農林水産省に属する職員以外の者から通報されたものをいう。
- (2) 公益通報者 法第2条第2項に規定するものをいう。
- (3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定するものをいう。
- (4) 公益通報に準ずる通報 労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）及び(5)の公益通報者に準ずる者が行う次の事実についての通報をいう。
 - ア 通報対象事実（(1)に掲げるものを除く。）
 - イ (6)の通報対象事実に準ずる事実
- (5) 公益通報者に準ずる者 事業者の役員、退職者、取引先事業者等当該事業者における法令違反行為の存在を知り得る立場にある者

をいう。

- (6) 通報対象事実に準ずる事実 (3)に掲げるもののほか、事業者の法令遵守の確保及び適正な法執行のために必要と認められる法令の規定に違反する行為(以下「法令違反行為」という。)に関する事実(当該法令違反行為について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関がある場合に係るものに限る。)
- (7) 主管課 通報対象事実及び通報対象事実に準ずる事実(以下「通報対象事実等」という。)についての処分(命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。)又は勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。)に関する事務を所掌する本省(農林水産技術会議事務局を含む。以下同じ。)及び外局の内部部局の各課(大臣官房統計部統計企画管理官、輸出・国際局参事官、経営局保険監理官、農林水産技術会議事務局研究統括官、農林水産技術会議事務局研究開発官、農林水産技術会議事務局国際研究官、水産庁漁政部漁業保険管理官及び課等の内部組織に関する訓令(平成13年農林水産省訓令第2号)第8条第1項に規定するグループを含む。以下同じ。)をいう。
- (8) 連絡調整課 次に掲げる各項目に定める機関においては、当該各項目に定める課とする。
- | | |
|--------------------|----------------------|
| ア 農林水産政策研究所 | 大臣官房政策課 |
| イ 植物防疫(事務)所 | 消費・安全局植物防疫課 |
| ウ 動物検疫所 | 消費・安全局動物衛生課 |
| エ 動物医薬品検査所 | 消費・安全局畜水産安全管理課 |
| オ 農林水産研修所 | 大臣官房秘書課 |
| カ 森林技術総合研修所 | 林野庁森林整備部研究指導課 |
| キ 森林管理局 | 林野庁国有林野部管理課 |
| ク 漁業調整事務所 | 水産庁漁政部漁政課 |
| ケ 筑波産学連携
支援センター | 農林水産技術会議事務局
研究調整課 |
- (9) 消費生活課長等 地方農政局にあつては消費・安全部消費生活課長、北海道農政事務所にあつては消費・安全部消費生活課長、沖縄総合事務局農林水産部にあつては消費・安全課長をいう。
- (10) 消費者相談担当者 本省にあつては消費・安全局に置かれる消費生活専門官、地方農政局にあつては消費・安全部消費生活課に置かれる消費者行政専門官、北海道農政事務所にあつては消費・

安全部消費生活課に置かれる消費者行政専門官、沖縄総合事務局農林水産部にあつては消費者相談担当者として指名された者及びこれらの機関が使用しているアドバイザー等をいう。

第2章 対応体制及び具体的手順

(対応体制)

第3条 農林水産省に対する外部からの公益通報及び公益通報に準ずる通報（以下「公益通報等」という。）並びに公益通報等に先立ち又はこれに関連して行われる相談（以下「通報等」という。）への対応に関する事務を総括するため、農林水産省に総括通報等責任者を置くこととし、大臣官房審議官（兼消費・安全局付）をもって充てる。

2 総括通報等責任者は、通報等への対応に関する規程類の整備、研修の実施、公益通報等に関する調査の進捗等の管理その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括するものとする。

3 総括通報等責任者は、前項で規定する事務を通報等責任者に行わせることができるものとし、通報等責任者は総括通報等責任者が指名する者をもって充てる。

4 通報等責任者は、通報等への対応に関する規程類の整備、職員が研修に参加する機会の確保、公益通報等に関する調査の進捗等の管理その他の通報等への適切な対応の確保に関する事務を掌理するものとする。

5 通報等責任者を補佐し、農林水産省における通報等の管理その他通報等への対応に関する事務を担当するため、通報等受付窓口責任者を置くこととし、消費・安全局消費者行政・食育課課長補佐（消費者相談班担当）をもって充てる。

(通報等受付窓口)

第4条 農林水産省における外部からの通報等を受け付ける窓口（以下「通報等受付窓口」という。）は、本省にあつては「消費者の部屋」とし、地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局農林水産部（以下「地方農政局等」という。）にあつては「消費者の部屋」又は「消費者相談コーナー」とする。

(通報等が通報等受付窓口にされた場合の対応)

第5条 通報等が通報等受付窓口にされた場合には、通報等受付窓口責任者、消費生活課長等又は消費者相談担当者は、次の各号に掲げる事項のとおり対応するものとする。

- (1) 通報等受付窓口において、消費者相談担当者が通報等を受けた際に、当該通報等が公益通報等であり、又は公益通報等に該当する可能性があると判断した場合には、(5)に規定する場合を除き、別紙様式1による公益通報等整理票を作成し、本省にあっては通報等受付窓口責任者、地方農政局等にあっては消費生活課長等に速やかに回付する。
- (2) 地方農政局等において、前号の規定に基づき回付を受けた消費生活課長等は、回付された通報等の内容を精査し、当該通報等が公益通報等であり、又は公益通報等に該当する可能性があると判断した場合には、(5)に規定する場合を除き、当該公益通報等整理票を通報等受付窓口責任者に速やかに回付する。
- (3) 本省において、(1)又は(2)の規定に基づき回付を受けた通報等受付窓口責任者は、回付された通報等の内容をさらに精査の上、当該通報等が公益通報等であり、又は公益通報等に該当する可能性があると判断した場合には、(5)に規定する場合を除き、主管課の担当者(以下「主管課担当者」という。)に、当該通報等が公益通報等に該当するおそれがあることを通知した上で当該通報等整理票を回付する。その際、当該通報等について、公益通報等として受理したか否か及び公益通報等として受理した場合に第2項(2)クの措置を講じたときは、通報等受付窓口責任者に速やかに当該措置の内容を通知するよう依頼する。
- (4) (1)から(3)までに規定するいずれの回付の場合においても、通報等受付窓口責任者、消費生活課長等又は消費者相談担当者は、当該公益通報者又は公益通報者に準ずる者(以下「公益通報者等」という。)の秘密は保持されることを、当該公益通報者等に対し説明した上で、公益通報等の要件を満たしているか確認するため、公益通報者等の氏名及び連絡先、勤務先の名称及び業務内容、公益通報並びに当該通報等に係る通報対象事実又は通報対象事実に準ずる事実(以下「通報対象事実等」という。)の把握に努める。なお、対応にあたり、当該公益通報者等の秘密保持に十分配慮すること。
- (5) 通報等受付窓口責任者、消費生活課長等又は消費者相談担当者は、通報等又は回付された通報等に係る通報対象事実等について、本省が処分又は勧告等をする権限を有する行政機関でないことが明らかな場合には、当該公益通報者等に対し、通報対象事実等について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を遅滞なく教示する。ただし、当該通報等が匿名の者からされた場合など当該公益通報者等の連絡先が不明である場合にはこの限りでない。
- (6) (5)の場合において、当該通報等に、個人の生命、身体、財産その他

の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、通報等に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い、他の行政機関に当該内容について情報提供を行うことができるものとする。

- (7) (1) から (3) までに規定するいずれの回付の場合においても、通報等受付窓口責任者、消費生活課長等又は消費者相談担当者が、通報等又は回付された通報等について公益通報等でないと判断した場合は、その旨又は情報提供として受け付ける旨を当該通報等を行った者に対し遅滞なく通知するとともに、通常の相談として消費者相談対応マニュアル(平成15年9月4日付け15消安第1471号消費・安全局消費者情報官通知)に基づき対応する。

2 通報等について第1項(3)の規定に基づき回付を受けた主管課担当者は、次の各号に掲げる事項のとおり対応するものとする。

- (1) 主管課担当者は、当該通報等の内容を裏付ける内部資料の有無、関係者による供述等の有無に加えて、公益通報者等自身による供述内容の具体性、迫真性によっても通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由(以下「真実相当性」という。)があると認められ得ることを十分に踏まえ、回付された通報等の内容について、真実相当性の有無を柔軟かつ適切に精査の上、その課室長に報告する。なお、当該通報等について真実相当性の有無が直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、通報等に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い、当該他の行政機関に当該内容について情報提供を行うことができるものとする。

- (2) (1)の報告を踏まえ、当該課室長が当該通報等を公益通報等であると決定した場合には、主管課担当者は次に掲げる事項のとおり対応するものとする。なお、公益通報者等との連絡は、原則として主管課担当者が行うものとする。

ア 当該通報等を公益通報等として受理した旨を、当該公益通報者等に対し、遅滞なく通知する。その際、当該通報等が公益通報に該当するかどうか及び当該通報者が公益通報者として法の保護の対象となるかどうかについても併せて通知する。

イ 通報対象事実等について、法令に基づいて主管課担当者等が調査を行う際には、通報等に関する秘密保持及び個人情報の保護のため当該公益通報者等が特定されないよう十分に配慮するものとする。

ウ 調査中は、調査の進捗状況について、適正な法執行の確保、利害関

係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該公益通報者等に対し、適宜通知するとともに、調査結果を速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知するよう努める。

エ 調査中又は調査の結果、当該公益通報等に係る通報対象事実等が当省ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する事実であることが明らかになった場合には、通報等受付窓口責任者と協議の上、当該公益通報等に係る通報対象事実等について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を、当該公益通報者等に対し、遅滞なく教示する。あわせて、法執行上の問題がなく、かつ利害関係者の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した当該公益通報等に係る資料を当該公益通報者等に提供する。

オ エの場合において、当該公益通報等に、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、通報等に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い、当該他の行政機関に当該内容について情報提供を行うことができるものとする。

カ ウ及びエの規定による公益通報者等への通知又は資料の提供について、国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、当該通知又は資料の提供により、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、通知または資料の提供を行うことができない旨を説明するものとする。

キ イの規定に基づく調査の調査中又は調査の結果、当該公益通報等に係る通報対象事実等に関して当省職員の関与が疑われる状況が生じた場合には、速やかに各課の属する内局又は外局の庶務課（大臣官房の部に属さない課にあつては大臣官房秘書課）及び大臣官房秘書課に情報提供する。

ク イの規定に基づく調査の結果、当該公益通報等について当該公益通報等に係る通報対象事実等があると認められた場合には、速やかに法令に基づく処分又は勧告等の措置（以下「措置」という。）を講じる。

ケ クの規定に基づく措置を講じた場合には、その内容を、法執行上の問題がなく、かつ利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該公益通報者等に対し、遅滞なく通知するよう努める。

コ アに規定する公益通報等の受理からクに規定する措置の実施の決定までの標準対応期間はおおむね3ヶ月以内とする。ただし、3ヶ月を超

えることが明らかな場合には、必要と見込まれる期間を、当該公益通報者等に対し、遅滞なく通知するよう努める。

サ 当該公益通報等の案件の対応の過程を記録するため、別紙様式 2 による通報等経過整理票を作成するものとする。

- (3) (2) の規定において、当該通報等に係る通報対象事実等に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が当省を含め複数あることが明らかになった場合には、可能な限り、通報等受付窓口責任者に対しその旨を通知するとともに、当該公益通報者等に対してもその旨を通知した上で、当該他の行政機関と連携して調査を行い、又は措置を講じるなど、相互に緊密に連絡し協力する。
- (4) 主管課担当者は、回付された通報等の内容をさらに精査の上、当該通報等が公益通報等でないと判断した場合は、その旨又は情報提供として受け付ける旨を通報等受付窓口責任者に対し通知するとともに、当該通報等を行った者に対して、その旨を遅滞なく通知する。また、通報等受付窓口責任者は、通常の相談として適切に対応する。

(通報等が通報等受付窓口以外にされた場合の対応)

第 6 条 通報等が通報等受付窓口でない当省各機関にされた場合は、次の各号に掲げる事項のとおり対応するものとする。

- (1) 当該通報等が主管課にされた場合には、当該通報等を受けた主管課担当者は通報等受付窓口責任者にその旨を通知するとともに、公益通報等整理票を作成し、回付する。また、その後の対応手順については、第 5 条第 2 項の規定を準用する。なお、同項 (2) アの規定を準用して通知する場合、主管課担当者は、当該公益通報者等の秘密保持に配慮しつつ、当該公益通報者等の秘密は保持されることを当該公益通報者等に対し説明する。

また、当該通報等に対応後、公益通報等として受理したか否か及び公益通報等として受理した場合に第 5 条第 2 項 (2) クの措置を講じたときはその内容を、通報等受付窓口責任者に可能な限り速やかに通知するよう努める。

- (2) 当該通報等が主管課でない当省各機関にされた場合には、次に掲げる事項のとおり対応するものとする。

ア 当該通報等を受けた機関が主管課以外の本省及び外局の内部部局の各課又は地方農政局等の各課である場合には、各機関の消費者相談担当者に速やかに回付する。

イ アの回付に係る通報等のその後の対応手順については、第 5 条の規

定を準用する。

ウ 当該通報等を受けた機関がアの機関以外の場合には、当該機関は当該通報等を、連絡調整課に速やかに回付する。

エ ウの回付を受けた連絡調整課が主管課である場合には、その後の対応手順については、（１）の規定を準用する。

オ ウの回付を受けた連絡調整課が主管課でない場合には、当該連絡調整課は当該通報等を本省の消費者相談担当者に速やかに回付する。

カ オの回付に係る通報等のその後の対応手順については、第５条の規定を準用する。

キ ア、ウ及びオに規定するいずれの回付においても、当該通報等に係る通報手段が訪問、転送可能な電話など直ちに回付可能な状況である場合においては、当該公益通報者等にその旨を通知した上で回付を直ちに行う。

（通報等への適正な対応の確保）

第 7 条 第 5 条及び第 6 条における通報等への対応状況について、通報等受付窓口責任者は、通報等責任者に対し、回付及び報告を行う。通報等責任者は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の進捗の確認を行う等の方法により、通報等事案を適切に管理する。

第 3 章 通報等に対応する者の責務

（秘密保持及び個人情報保護の徹底）

第 8 条 通報等に対応した職員（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報等に対応した職員は、当該対応手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報等に対応する職員は、通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（通報等の受付、回付、教示、調査、措置及び通報者等への結果通知。以下同じ。）及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１） 情報を共有する者及び共有する情報の範囲を必要最小限とすること。

（２） 公益通報者等の特定につながり得る情報（公益通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報等を端緒としたものである事実、当該公益通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（通報

対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、（３）の同意を取得して開示する場合を除く。）。

- （３） 公益通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、当該公益通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。
- （４） （３）の同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、公益通報者等に対して明確に説明すること。
- （５） 通報者等自身からの情報流出によって通報者が特定されることを防ぐため、通報者に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること。

（利益相反関係の排除）

第 9 条 農林水産省の職員は、自ら又はその親族が当事者となっている案件に関する通報その他利益相反関係を有する案件についての通報等への対応に関与してはならない。

- 2 主管課は、通報等への対応の各段階において、通報等への対応に関与する者が当該通報等に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

（迅速対応の原則）

第 10 条 このガイドラインに定める通報等の対応に関与する者は、通報等を迅速に対応するよう努める。

- 2 このガイドラインに定める通報等の対応に関与する者は、通報等があったときは、法及び国の行政機関向けガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報等に対応し、正当な理由なく通報等の受付又は公益通報等の受理を拒まないものとする。
- 3 このガイドラインに定める通報等の対応に関与する者は、匿名による通報等についても、可能な限り、実名による通報等と同様の取扱いを行うよう努める。

（他の行政機関との協力）

第 11 条 このガイドラインに定める通報等の対応に関与する者は、このガイドラインに定める通報等について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、通報等受付窓口責任者又は主管課担当者との協議のうえ、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

（通報者等へのフォローアップ）

第 12 条 通報等受付窓口は、通報等対応の終了後においても、通報等を行っ

た者からの相談等に適切に対応するとともに、公益通報者等が、公益通報等をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努める。

(意見又は苦情への対応)

第13条 通報等受付窓口は、農林水産省における通報等への対応に関して通報等を行った者から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。

2 前項の申出の内容が、公益通報等に関する秘密及び個人情報の漏洩、公益通報等に関する調査及び措置の遅滞、不適切な調査の実施、その他農林水産省の不適切な対応に関するものである場合には、通報等受付窓口は、速やかに当該公益通報等を取り扱う主管課における対応状況を確認し、必要な是正措置をとった上で、その結果を公益通報者等に通知するものとする。

3 前項の必要な是正措置等は、主管課において行うことを妨げるものではない。

第4章 通報等関連資料の記録及び管理

(相談受付情報ネットワークシステムへの記録)

第14条 消費者相談担当者、消費生活課長等及び通報等受付窓口責任者は、通報等を公益通報等として対応した際には、各公益通報等事案の対応に係る記録を、当該公益通報者等の秘密保持に配慮しつつ、相談受付情報ネットワークシステムに速やかに記録する。なお、この際、当該公益通報等の記録を通常の相談と区別するとともに、公益通報等として対応した旨がわかるよう記録する。

(保存年限及び管理)

第15条 各公益通報等事案の対応に係る記録及び関係資料については、保存期間を5年として適切に管理する。なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第4項に規定する保有個人情報に該当するものについては、同法（同法に基づく命令等を含む。）の規定に基づき管理する。

第5章 雑則

(通報等への適切な対応の推進に関する事務)

第16条 総括通報等責任者は、農林水産省における通報等への適切な対応を推進するため、通報等への対応に関する規程類を整備するほか、法及び国の行政機関向けガイドライン並びにこのガイドラインの内容等について、職員に対する定期的な研修等を通じて十分に周知する。

(事業者の法令遵守の確保)

第17条 総括通報等責任者は、所管する事業に係る事業者及び労働者等に対し、農林水産省ウェブサイトにおける通報等受付窓口に関するページへの掲載その他の適切な方法により、法及び公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）の内容並びに農林水産省における通報等受付窓口、通報対応の仕組み等について、周知するよう努める。

(農林水産省における外部からの通報等への対応の評価及び改善)

第18条 農林水産省は、公益通報等への対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、公益通報等に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、公益通報等への対応の仕組みの運用状況に関する情報を、定期的に公表するものとする。

2 農林水産省は、通報等への対応の仕組みの運用状況について、定期的に評価及び点検を行うとともに、他の行政機関による先進的な取組事例等も参考にした上で、通報等への対応の仕組みを継続的に改善するよう努めるものとする。

(他の法令等との関係)

第19条 このガイドラインで定める通報等への対応手続については、他の法令（告示、訓令、その他の規則を含む。）に特別の定めがある場合又はこれに基づく運用がある場合を除くほか、このガイドラインで定めるところによる。

附 則

このガイドラインは、平成18年4月3日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成29年12月15日から施行する。

附 則 （令和3年7月1日付け3消安第1819号）

このガイドラインは、令和3年7月1日から施行する。

公益通報等整理票

受付年月日			
受付部署		受付担当者名	

通報者情報

氏名				<input type="checkbox"/> 匿名
通報手段	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 面会			
連絡先	住所			
	TEL		FAX	
	E-mail			
事業者との関係(役職名等)	<input type="checkbox"/> 労働者() <input type="checkbox"/> 事業者の役員() <input type="checkbox"/> 退職者 <input type="checkbox"/> 取引先事業者 <input type="checkbox"/> その他()			
進捗状況の連絡希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

通報内容

法令違反行為の内容	※日時、場所、内容、目的、原因、通報理由等を確認		
対象となる法令			
法令違反行為が	<input type="checkbox"/> 生じている <input type="checkbox"/> 生じようとしている <input type="checkbox"/> その他()		
通報等の内容を裏付ける資料の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(有であれば)その概要			
備考			

取扱内容

検討結果	<input type="checkbox"/> 受理	<input type="checkbox"/> 公益通報 (右欄の全てに該当する事が必要) <input type="checkbox"/> 公益通報に準ずる通報	<input type="checkbox"/> 労働者からの通報 <input type="checkbox"/> 公益通報者保護法の別表に掲げる法令の違反行為についての通報 <input type="checkbox"/> 真実相当性有り (該当する項目をすべて選択) <input type="checkbox"/> 労働者からの通報 <input type="checkbox"/> 労働者以外からの通報 <input type="checkbox"/> 事業者の法令違反行為についての通報 <input type="checkbox"/> 個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響をおよぼす可能性 <input type="checkbox"/> 真実相当性有り
	<input type="checkbox"/> 不受理 (その理由)	(必須) <input type="checkbox"/> 個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響をおよぼす可能性が認められないことの検討済 ----- <input type="checkbox"/> 他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する(□教示済) <input type="checkbox"/> 情報提供として受付(通常の相談として対応) <input type="checkbox"/> その他()	
検討結果通知日			

通報等経過整理票

主管課名 _____

主管課担当者名 _____

整理番号		
件名		
年月日	対応手続経過	備考